

業務のご案内

融資業務

■高度化する時代の要請に“多様な融資”で対応しています。

資金の特徴

- 最長20年の長期でご利用いただけます。
- 固定金利ですから安心して事業計画が立てられます。
- 国の政策を実現するための多様な特別貸付をご用意しています。
- すべての直接貸付において、無担保貸付をご利用いただけます。
- 直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。
- 中小企業者の皆さまの財務体質の強化を目的に、一定の要件のもとで、資本性資金を供給する挑戦支援資本強化特別貸付をご利用いただけます。
- スタートアップ支援を目的に、一定の要件のもとで、新株予約権の取得による資金供給を行っています。

ご利用手続きの概要

中小企業事業の融資などには、公庫の営業店に直接お申し込みいただく「直接貸付」と、公庫の代理店にお申し込みいただく「代理貸付」があります。

●直接貸付

お申込みから、審査、ご契約、資金のご送金など一切の手続きを全国の中小企業事業の支店で取り扱います。また、経営課題解決の支援も行っています。

●代理貸付

中小企業事業の資金を幅広くご利用いただくため、都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信用金庫・信用組合など、ほとんどの民間金融機関を代理店とし、その本・支店を通じて融資を行っています。お申込み、審査、ご契約などの手続きは代理店が行います。

(注)代理店数は、444代理店(令和8年4月1日現在)です。

特別貸付

中小企業事業は、国の政策を金融面から誘導していくために設けられた「特別貸付」を積極的に推進しています。

特別貸付については、経済や社会環境の変化を踏まえ、その時々の方針的課題や中小企業者の皆さまのニーズに応じて、制度の創設、改廃などを機動的に実施しています。

経済・社会構造の変革に前向きに対応する中小企業者の皆さまに対しては、創造的な事業活動を支援する「新事業育成資金」及び「スタートアップ支援資金」、経営革新等への取組みを支援する「新事業活動促進資金」、流通機構の合理化等への取組みを支援する「企業活力強化資金」、事業や企業の承継・集約を支援する「事業承継・集約・活性化支援資金」などをご用意しています。

また、中小企業者の皆さまのセーフティネットの役割を果たすための「セーフティネット貸付」、事業再生を支援する「企業再生貸付」など、経済・金融環境の急激な変化への中小企業者の皆さまの対応を支援する特別貸付に対しても積極的に取り組んでいます。

資本性ローン

中小企業事業では、平成20年度から新規事業や企業再建などに取り組む中小企業の財務体質強化を図るために、資本性資金を供給する「挑戦支援資本強化特別貸付(旧挑戦支援資本強化特例制度)」(資本性ローン)を、令和2年8月から「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付」(新型コロナ対策資本性劣後ローン)(令和7年2月末をもって新規申込を終了)を導入しました。

信用保険業務

■信用保証制度をバックアップすることにより、中小企業・小規模事業者の皆さまの資金調達の円滑化と多様化を促進しています。

信用保険業務の特徴

- 政策目的に応じて各種の保険が設けられています。
- 経済・金融環境の構造変化に対応して制度の拡充を図っています。
- 急激な環境変化に即応して特例措置をタイムリーに実施しています。

中小企業信用保険

●保険の引受

信用保証協会が行った保証が一定の要件を備えていれば、その保証に保険関係が自動的に成立します。これにより、中小企業事業は保険責任を引き受け、その対価として信用保証協会から保険料の支払いを受けます。

●保険金の支払

中小企業・小規模事業者の皆さまが金融機関に借入金の返済又は社債の償還などができなくなったときは、信用保証協会は中小企業・小規模事業者の皆さまに代わって金融機関に弁済（代位弁済）します。この弁済を保険事故として、中小企業事業は信用保証協会に対して保険金（代位弁済額の70%、80%又は90%）を支払います。

●回収金の納付

信用保証協会は、保険金の支払いを受けた後、代位弁済により取得した求償権の回収に努め、その回収があったときは、受領した保険金の割合に応じた金額を中小企業事業に納付します。

信用保証協会に対する貸付

中小企業事業は、信用保証協会に対する貸付を行い、信用保証協会における保証債務の履行の円滑化などを図ることとしています。

破綻金融機関等関連特別保険等業務

破綻金融機関等関連特別保険等業務は、信用保証協会が行う破綻金融機関等の融資先である中堅企業の皆さまの金融機関からの事業資金の借入に係る債務の保証（中堅企業特別保証）についての保険を行うものです（平成10年12月業務開始）。

破綻金融機関等関連特別保険等業務は、中小企業信用保険の対象とならない中堅企業の皆さまに対しても信用保証協会の保証を利用して資金調達を行う途を開き、取引先金融機関の破綻により金融取引に支障が生じている中堅企業の皆さまの資金調達をバックアップしています。

機械保険経過業務

平成15年4月、「機械類信用保険法」（昭和36年法律第156号）が廃止されたことに伴い、平成15年度から機械類信用保険の新規引受けを停止しており、現在は既に成立している保険関係に係る保険金の支払い、回収金の収納などの業務（機械保険経過業務）を行っています。

証券化支援業務

■証券化の手法を活用し、中小企業者の皆さまへの無担保資金の円滑な供給を積極的に支援しています。

証券化支援業務の特徴

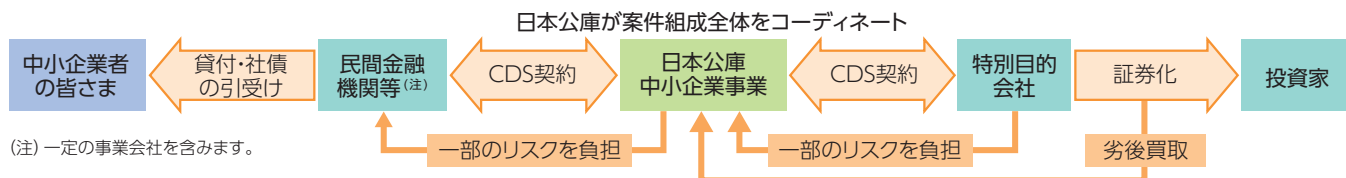
- 証券化の手法を活用して、民間金融機関等による中小企業者の皆さまへの無担保資金の円滑な供給、中小企業者の皆さまの資金調達手段の多様化を支援しています。
- 中小企業事業が信用リスク、審査、証券化事務などを適切に負担することにより、民間金融機関等にとって利用しやすい仕組みを提供しています。
- 中小企業CLOの組成により、証券化市場の育成・発展に貢献しています。

買取型

買取型には、証券化を前提とした中小企業者の皆さまへの無担保貸付債権等を複数の民間金融機関等から中小企業事業が譲り受け証券化するキャッシュ方式とCDS契約^(注)を活用し、債権譲渡せずに貸付債権等の信用リスクのみを投資家等に移転するシンセティック方式があります。分散効果や規模のメリットによるリスクの低減を図り、単独での証券化が困難な地域金融機関等の中小企業者の皆さま向けの貸付債権等の証券化を促進するものです。

(注)クレジット・デフォルト・スワップ契約の略。債権自体を移転することなく信用リスクのみを移転するクレジット・デリバティブ取引の一種。参照債務(ここでは中小企業者の皆さま向け無担保貸付)にデフォルトが発生した場合、あらかじめ合意した内容により、契約当事者の一方が相手方に対して損害補填金を支払うことを約し、その対価として相手方から保険料(プレミアム)を受け取る契約。

証券化支援業務【買取型(シンセティック方式)】の仕組み



保証型

保証型は、証券化を前提とした民間金融機関等による中小企業者の皆さまへの無担保貸付債権等に対して、中小企業事業が部分保証(上限7割)を行う、又は証券化商品の保証を行うことで、民間金融機関等のリスクを軽減し、民間金融機関等が自ら行う中小企業者の皆さま向けの貸付債権等の証券化等を支援・促進するものです。

証券化支援業務【保証型】の仕組み

